

3 2により、省令に規定する事業及び事業の期限については、次に示すとおりとなります。

事業	事業の期限
一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業	令和9年度
二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであつて総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業	令和11年度
三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業	令和10年度
四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業	令和10年度
五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業	令和10年度
六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業	令和10年度
七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業	令和11年度
八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業	令和11年度
九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業	令和11年度
十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業	令和10年度
十一 令和九年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業	令和9年度

※ ゴシック体は、今回期限の延長を行った事業

第2 施行期日

本省令は、令和7年4月1日施行とします（附則関係）。

総務省自治財政局地方債課
 収益事業係長 梅田
 TEL: 03-5253-5629 (直通)
 E-mail: y.umeda@soumu.go.jp